

# あじす

2005  
1/20

## お知らせ版



阿知須町イメージキャラクター  
「コッコちゃん」



### 昭和32年頃の節分

上は、昭和32年頃の阿知須のある家庭で、袴をはいた子供が、節分の豆まきをしている写真です。

節分とは、立春・立夏・立秋・立冬の季節の移り変わる日の前日という意味ですが、主に立春の前日を言うようになっています。

豆まきは、本来この日に行う神事儀礼の一つで、「鬼は外、福は内」と一家の主や年男がかけ声2回、各部屋を回り、その日の夕方に煎って神棚にお供えしておいた大豆をまきます。そのあと豆を年の数だけ、または1つ多く食べて「今年も無事でまめに過ごせますように」とお祈りすると、1年の無病息災が約束されるといいます。

下は、今年のあじす保育園での豆まきです。

## 節分



### 今年の節分

# 確定申告

# 町県民税・所得税の申告はお早めに

2月16日(水)～3月15日(火)

## 町では、町県民税と所得税の申告

相談を二月十六日から三月十五日までの期間受け付けます。

## 提出用の申告書

は、ご自分ですべて記入できる人以外は、何も記入しないで会場にお持ちください。

◆**収支内訳書**(農業収支・不動産収支・営業収支など)は、ご自分で作成してください。

所得税の申告をしなければならぬ人

■平成十六年中の所得金額

の合計額が、所得控除の合計額を超える人

### ■給与所得者で、

- ① 給与の年収が二千万円を超える人
- ② 一か所から給与を受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が二十万円を超える人
- ③ 二か所以上から給与を受けている人で、従たる給与の収入と②の合計が二十万円を超える人
- ④ 同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受け取った人
- ⑤ 源泉徴収されていない給与を受けている人

## 町県民税の申告をしなければならぬ人

次のような人は、町県民税の申告をしなければなりません。ただし、所得税の確定申告をした人は、町県民税の申告をする必要はありません。

① 事業(農業を含む)、配当、

不動産などの所得がある人

### ② 給与所得のほかに地代・家賃などの不動産や農業、配当などの所得がある人(町県民税では、所得が二十万円以下であっても必ず申告しなければなりません。)

- ③ 給与所得者で、年の途中で会社をやめた人
- ④ 給与所得または公的年金の所得のみの人で、社会保険料、生命・損害保険料、医療費などの控除を受けようとする人
- ⑤ 国民健康保険の被保険者で、平成十七年一月一日以降に阿知須町に転入した人

## 農業所得の計算方法にご注意を

平成十六年分の確定申告から農業所得の計算方法が、すべて収支計算(収入から必要経費を差し引く)となります。昨年までの農業所得標準(反当りいくらかという簡単な計算)で農業所得を計算されていた人も、今年から収支計算となります。これに該当する人は、収支内訳書を作成して申告の際にご持参ください。収支内訳書が必要な人は、町

税務課にお越しください。

国税庁確定申告サイトオープン  
確定申告をサポートするお役立ちサイトです。さあ、あなたも今すぐアクセス。  
[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)



**確定申告**  
所得税・贈与税・事業税・住民税 個人事業者の消費税・地方消費税  
3月15日(火)まで 3月31日(木)まで

## 国民健康保険の 被保険者は必ず申告を

国民健康保険の被保険者は、申告をされないと保険税の軽減や入院食事代の減額ができなくなる場合があります。

収入が無い場合でも、必ず申告してください。

## 所得税の確定申告に 必要な書類

■申告用紙（税務署から送付

された人）  
■印かん（納税となる人は、銀行の届出印）  
■給与所得や公的年金等の源泉徴収票など平成十六年中の収入がわかる書類、帳簿

■社会保険料、生命保険料、損害保険料などの控除証明書  
■身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳などを受けている人はその手帳  
■医療費や寄付金の領収書などその他、所得計算に必要な書類

■還付を受けるための銀行などの通帳  
■還付申告は、二月十四日から

## 還付申告は 二月十四日から

確定申告をしなくてもよい人でも、医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受ける場合や、源泉徴収された所得税が納めすぎになっている場合には、還付申告（税の還付を受けるための申告）をすることができま

から町役場第二・第三会議室で受け付けます。  
早めに申告をして払い戻しを受けるようにしましょう。

## 問い合わせ

■所得税・贈与税・消費税・地方消費税に関すること  
山口税務署 ☎083-922-1340

■申告相談に関すること  
町税務課賦課徴収係 ☎083-922-1111 ☎083-922-1221

## 今年もNacで 確定申告

山口税務署では、平成十六年分所得税確定申告の窓口での相談と申告書の受付が、今年も申告会場を中市コミュニティホール（通称・Nac）に移して行われます。

■開庁期間 二月一日（火）～三月十五日（火）  
■休日開庁日 二月二十日（日）、二十七日（日）

※この二日間以外の土・日・祝日は閉庁

■相談時間 午前九時から午後五時まで

■場所 中市コミュニティホール一階（JR山口駅より徒歩十分、山口商店街内）

※この期間中、申告会場は山口税務署ではありませんので、ご注意ください。

■問い合わせ 山口税務署 ☎083-922-1340  
または税務相談室山口分室 ☎083-922-2774

## 申告相談日程

月	日	曜日	午前 (9時~11時)	午後 (1時~3時)	会場
2	14	月	還付申告相談		町役場第2・3会議室
	15	火	還付申告相談		
	16	水	小古郷東・前山	小古郷西・小山	
	17	木	小古郷南	西祝	
	18	金	南祝	北祝・恵比須	
	19	土			
	20	日			
	21	月	築地・東・縄田北	縄田南・中村	
	22	火	西条・寺河内	浜	
	23	水	税務署相談日		
3	24	木	二の宮・砂郷一	砂郷二・砂郷三	町役場第2・3会議室
	25	金	砂郷四	飛石東・飛石中	
	26	土			
	27	日			
	28	月	飛石北・飛石西	沖の原	
	1	火	指定日が無理な人		
	2	水	岩倉西	岩倉前	
	3	木	岩倉前	岩倉辻	
	4	金	岩倉上	旦東・旦西	
	5	土			
6	日				
7	月	旦門松	旦北		
8	火	岡	浜表		
9	水	井関	赤迫		
10	木	野向	杖川・源河内		
11	金	向井関	河内		
12	土				
13	日				
14	月	引野仙在・青畑			
15	火	指定日が無理な人			

2月20日、27日の日曜日に山口税務署において確定申告を受け付けます。なお、申告会場は、山口市の中市コミュニティホールとなります。（詳細は下に掲載）

**第2回阿知須町  
人権セミナーのご案内**

町教育委員会では、みんなが暮らしやすい「温かい心ふれあう町づくり」を目指して人権セミナーを開催します。

④日時 二月十日(木)午後二時～三時半

④場所 町公民館

④対象 どなたでも(申込不要)

④講師 山口赤十字病院緩和ケア科部長 末永和之先生  
④問い合わせ 町生涯学習課  
(☎)6520222(内)301

**排水設備指定工事店の  
新規募集**

宇部・阿知須公共下水道組合では、本公共下水道組合内において、排水設備の工事をされる排水設備指定工事店

を募集します。

④対象 次のすべての要件に該当する事業所

①責任技術者が一人以上専属している

②工事の施工に必要な設備と器材がある

③県内に事業所がある

④市町村民税の滞納がない

④申込方法 本公共下水道組合備え付けの申請書に、関係書類を添えて提出。  
※詳しくは、お問い合わせください。

ださい。

④申込期間 二月一日(火)～二十八日(月)

④申し込み・問い合わせ 宇部・阿知須公共下水道組合  
(☎)6552222

**年金相談の  
平日の時間延長と  
休日の相談を開始**

県内の各社会保険事務所・防府年金相談センターでは、年金相談の時間延長と休日の年金相談を実施いたしますので、お気軽にお越しください。

なお、各社会保険事務所では、国民年金保険料の納付相談も併せて行います。

④時間延長の日(午後七時)

二月 二十四日(月)

二月 七日(月)、十四日(月)、二十一日(月)

三月 七日(月)、十四日(月)、二十一日(月)、二十八日(月)

④休日相談の日(午前九時半～午後四時)

二月 二十二日(土)

二月 十九日(土)、二十日(日)

三月 十二日(土)、十三日(日)  
④問い合わせ 宇部社会保険事務所(☎)33-7111

**も ー お し も の**

**1 月**

- 27(木)…健康講座(健福セ/後2時～)
- 28(金)…ひよこの会(健福セ/前10時～)
- 29(土)…ハロー・スノー・プロジェクト  
(女鹿平スキー場/前7時半、町公出発)
- 30(日)…中国山口駅伝大会(前10時15分頃通過予定)

**2 月**

- 3(木)…健康相談(健福セ/前10時～)
- 9(水)…育児相談(健福セ/前9時半～)
- 10(木)…阿知須町人権セミナー(公/後2時～)

**人の動き**

住民登録 (平成16年12月31日現在)	12月の動き (平成16年12月31日現在)
人口…8,984人	出生…7人
男…4,194人(+4)	死亡…6人
女…4,790人(+9)	転入…36人
世帯…3,159世帯(+5)	転出…24人
	前月との差引…+13人

平成12年国勢調査 ●人口…8,823人 ●世帯…2,883世帯

**2月のごみ収集日**

**可燃ごみ(町内全域)月・水・金**

2 4 7 9 14  
16 18 21 23 25  
28

**資源・不燃ごみ(町内全域)**

**プラスチック製容器包装類  
(毎週火曜日)**

1 8 15  
22

**焼却灰・ビン類  
(第1・3木曜日)**

3 17

**紙製容器包装類  
(第2・4火曜日)**

8 22

**アルミ・スチール缶、その他  
(第2・4木曜日)**

10 24

- ごみを出す時間  
前日午後5時～当日午前7時半
- 清掃センターへのごみの直接持ち込み  
毎週月～金曜日(祝祭日は休み)  
●午前7時半～正午  
●午後1時～2時
- 問い合わせ  
町生活環境課(☎)654111(内)132)  
町清掃センター(☎)654953)